

○みやぎ食と農の県民条例

平成十二年七月十日
宮城県条例第百十四号

みやぎ食と農の県民条例をここに公布する。

みやぎ食と農の県民条例

農業は、太古から人の生命をはぐむ源泉であり、自然条件によって生産量が変動しやすいなどの不安定な要素を有しながら、国や地域の重要な存立基盤を成してきた。

世界の総人口の増加による食料消費の増大などが予測され、将来的には世界的な食料危機の時代を迎えることが危惧される中で、我が国においても、国際的な協力を図りながら、長期的な視野に立った食料供給と農業生産体制構築の努力が不可欠になっている。

一方、このような中で、本県農業は、これまで我が国の主要な食料供給基地として重要な役割を果たすとともに、基幹産業として、地域経済を支えてきた。

近年、農業者の減少や高齢化及び農地面積の減少による生産体制の脆弱化などが懸念される中で、心なごむ景観や自然とのふれあい、作物を収穫することの喜びなどを通じて、人々の農業・農村への関心が高まっている。

肥沃な^{よく}耕土に恵まれ、また長きにわたり培ってきた技術や、様々な困難を克服してきた先人たちの知恵の蓄積などを有する本県は、良質で豊かな農産物生産県として、さらに将来に向けて、様々な利点や蓄積を生かし、農業及び農村を発展させていく責務がある。

ここに、本県が世界や我が国の状況を踏まえつつ、農業・農村の将来にわたる振興に努めていくことを宣言するとともに、その振興方策を広く明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県における農業・農村振興の目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた推進方策を示し、県民の共通理解のもと、目標の実現を図ることを目的とする。

(農業・農村振興の目標)

第二条 県は、次に掲げる目標のもとで農業・農村の振興を図るものとする。

- 一 県民に安全で安心な食料が安定的に供給されること。
- 二 次代の農業者を育成しつつ、環境への十分な配慮を図ること等により、将来にわたり農業が持続的に営まれること。
- 三 県民及び国民へのやすらぎ空間の提供、文化の継承、景観の保全等、農業・農村の有する多面的な機能を十分に発揮すること。
- 四 多彩で豊かな農産物の生産の場である農村の経済的な発展及び総合的な振興が図られること。

(県の責務と役割)

第三条 県は、農業・農村の振興に向け、地域の特性に配慮しながら、国、市町村、農業者、農業団体、消費者等との連携を図り、総合的に施策を推進するものとする。

(市町村の責務と役割)

第四条 市町村は、それぞれの自然的社会的条件に応じて、県、農業者、農業団体等と協力しながら、農業・農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

(農業者及び農業団体の責務と役割)

第五条 農業者及び農業団体は、農業・農村の振興に向け、自ら主体的に努力するものとする。

(県民、事業者等の責務と役割)

第六条 県民、食品関連産業事業者等は、地域農産物の消費及び利用を進めること等により、農業・農村の振興への協力に努めるものとする。

(農業・農村振興に関する主要な方策)

第七条 県は、第二条に掲げた目標の達成に向け、次に掲げる方策の実施に努めるものとする。

- 一 有機農産物の生産及び広く学校給食をはじめとした利用拡大等を進めるとともに、有機農産物等認証制度等により消費者への情報提供体制を整備し、安全で安心な食料の安定的な供給を図ること。
- 二 農業生産活動における資源循環機能の維持増進及び環境への負荷低減を推進するとともに、良好な農村地域の景観形成を図ること。
- 三 世界の食料情勢を視野に入れ、農業技術の高度化、優良農地の確保、生産基盤の整備等を進め、我が国全体の食料自給率の向上にも寄与するよう、将来に向けて農産物の安定した生産量の確保を図ること。
- 四 産地直結での販売による域内流通及び域内消費の拡大を促進するとともに、産地銘柄の確立を進めること等により、農産物の販売力向上を図ること。
- 五 農地の利用集積等、中核的な農業者の経営基盤の強化を進めるとともに、多様な担い手に対する就農及び営農支援等、次代の農業者の育成及び確保を図ること。
- 六 食生活の多様化等の消費動向を踏まえた収益性の高い農産物への転換、生産体制の効率化等を進め、生産構造の転換を図ること。
- 七 農業と商業、工業、林業、水産業等との連携の強化及び農産物の高付加価値化のための農業関連産業の推進等により、農業を核とした新たな地域産業の創出を図ること。

八 都市と農村の交流促進、県民への農業に関する情報提供及び学習機会の充実等を推進し、農業及び農村の重要性への理解醸成を図ること。

九 農村地域の生活環境整備及び中山間地域の振興を進めるとともに、文化及び伝統を継承、環境保全等の農業・農村の有する多面的な機能が発揮された快適で魅力ある農村づくりを図ること。

(基本計画の策定)

第八条 知事は、前条各号に掲げる方策を効果的に実施するため、農業・農村の振興に関する概ね十年を期間とする基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国内自給率向上に向けた県内農産物の生産目標、農地確保の目標面積等、農業・農村振興に関する主要の目標

二 前号の目標の達成に向けた主要な方策及び施策

三 前二号に掲げるもののほか、農業・農村振興のために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広く県民の参画する審議機関において検討を行うなど、県民意見の集約と反映に努めるものとする。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一五条例一・一部改正)

(事業の実施状況等の報告)

第九条 知事は、基本計画の推進に当たって県民意見の集約と反映を図るため、県議会及び県民に対し、毎年度、基本計画の推進に向けた事業の実施状況及び予定等を報告するとともに、五年ごとに基本計画の目標達成状況を公表するものとする。

(行政体制の整備等)

第十条 県は、前二条により計画的な施策推進に努めるなどのほか、農業・農村振興に向けた組織体制等行政体制の整備に努めるものとする。

(条例の周知広報)

第十一条 県は、この条例及び農業・農村振興施策の県民等への周知及び広報に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。